



2023年3月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2095

**TBJH 株式会社による株式会社東芝（証券コード：6502）
に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ**

TBJH株式会社は、本日、別添のプレスリリース「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TBJH 株式会社（公開買付者）が株式会社東芝（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2023年3月23日付「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

2023年3月23日

各 位

会 社 名 TBJH 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 稲垣 伸一
連 絡 先 03-6266-5849

株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

TBJH 株式会社（以下「公開買付者」といいます。（注1））は、本日、株式会社東芝（以下「対象者」といいます。）の株主を公開買付者のみとし、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づくものをいい、以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注1）公開買付者は、TBJ ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、公開買付者親会社は、日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）の完全子会社である TBGP 株式会社（以下「TBGP」といいます。）の完全子会社です。本日現在、公開買付者は、株式会社ですが、本公開買付けの開始までに、合同会社に組織変更を行うことを予定しております。また、本公開買付けの開始までに、TBGP を含む、JIP 及びそのグループ（JIP 並びにその子会社及び関連会社の総称を意味し、以下「JIP グループ」といいます。）が管理・運営する投資ファンドである TB 投資事業有限責任組合（以下「本組合」といいます。）が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有することが予定されております。なお、本取引は、日本の投資家で構成される本組合が主導して取り組むものですが、本組合は、一部の海外投資家の受け皿である本関連ファンド（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」の箇所において定義します。）と共同して取り組むものであり、詳細は、下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」の箇所をご参照ください。

本公開買付けに関し、公開買付者は、本日付で、国外の競争法令等（現時点までの検討において、米国、カナダ、ドイツ、チェコ、ルーマニア、英国、モロッコ、モンテネグロ、ポーランド、スペイン、ベトナム、インド、サウジアラビア、エジプト、メキシコ、トルコ、オーストラリアにおいて手続が必要になると考えていますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続の要否の判断に変更が生じる可能性があります。以下同様です。）及び投資規制法令等（現時点までの検討において、英国、ドイツ、イタリア、米国、ルーマニア、スペイン、カナダ、オーストラリア、オーストラリア、チェコ、ベルギー、デンマーク、オランダにおいて手続が必要になると考えていますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続の要否の判断に変更が生じる可能性があります。以下同様です。）上の手続が全て完了していることその他本公開買付契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の箇所に定める意味を有するものとし、当該契約の詳細については同箇所をご参照ください。以下同じです。）に規定された前提条件（注2）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が全て充足した日、若しくは公開買付者及び対象者の合意若しくは公開買付者の裁量により放棄された日から実務上可能な限り速やかに（但し遅くとも10営業日以内に）、又は公開買付者及び対象者が別途合意する日において、本公開買付けを開始することを対象者との間で合意しております。競争法令等及び投資規制法令等上の手続に一定の期間を要し、また、これらの手続に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本日、本公開買付けの開始予定についてお知らせするものです。

なお、本日現在、公開買付者は、国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続に関する現地法律事務所との協議等も踏まえ、2023年7月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、上記のとおり、これらの手続に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

(注2) 本公開買付前提条件は、大要において、①国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続が全て完了していること、②対象者取締役会が、本公開買付けが実施される際に、(i)本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)が一定の合理性を有するものである旨の言及を含み、(ii)本公開買付けに賛同する旨の意見(上記(i)及び(ii)を満たす対象者取締役会としての意見を、以下「本賛同意見」といいます。)を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、③対象者取締役会が本公開買付けに関連して設置した特別委員会が、対象者取締役会に対して、本賛同意見を表明することは相当である旨の答申を行い、また、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、④本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証(注3)が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑤本公開買付契約に基づき対象者が遵守すべき義務(注4)の重大な不履行又は不遵守がないこと、⑥対象者及びその連結子会社を総体としてみて、その資産、経営又は財務状態に重大な悪影響が生じておらず、かつ、貸付実行不能事由((i)天災・戦争テロの勃発、(ii)電気・通信・各種決済システムの不通障害、(iii)東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、及び(iv)その他上記(i)から(iii)までに準じる金融機関の責によらない事由のうち、これにより金融機関からの資金調達の実行が不可能又は著しく困難となったと第一順位のシニアローン貸出金融機関が客観的かつ合理的に判断するものをいいます。)が発生していないこと、⑦対象者の全ての取締役が対象者に対して、本スクイズアウト手続(下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」の箇所において定義します。)の完了を条件として取締役を辞任する旨の辞任届を提出していること、⑧対象者の株主により、剰余金配当に係る株主提案がなされていないこと、⑨本取引を制限又は禁止する政府機関等の判断等が存在しないこと、⑩本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、⑪対象者に関する未公表の重要事実等が存在しないこと、並びに⑫2023年3月期末時点の対象者の連結ネット有利子負債の額が、対象者がその予想値として公表している金額を上回らないこと、から構成されます。

(注3) 本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の箇所をご参照ください。

(注4) 本公開買付契約に基づく対象者の義務の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の箇所をご参照ください。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、我が国の基幹産業を支える対象者グループ(対象者並びにその子会社及び関連会社の総称を意味します。以下同じです。)の事業再編、事業再構築に関わるリスクキャピタルを提供することにより事業の成長を促進し、対象者グループ事業価値の拡大を通じて投資価値の最大化を図ることを主たる目的として2022年11月7日に設立された買収目的会社です。本日現在、日本産業パートナーズ株式会社(JIP)の完全子会社であるTBGP株式会社(TBGP)の完全子会社であるTBJホールディングス株式会社(公開買付者親会社)がその発行済株式の全てを所有しております。また、本日現在、公開買付者は、株式会社ですが、本公開買付けの開始までに、合同会社に組織変更を行うことを予定しております。加えて、(i)本公開買付けの開始時までに、①公開買付者親会社が、TBGPを無限責任組合員とし、JIPグループが管理・運営する投資ファンドであるTB投資事業有限責任組合(本組合)を割当先とする普通株式による第三者割当増資を実施するとともに、TBGPが、本日現在所有する公開買付者親会社の発行済株式の全てを本組合に譲渡することにより、本組合が公開買付者親会社を通じて公開買付者の持分の全てを所有すること、及び②ケイマン籍の法人であるBrick

Lane Partners, Ltd.が、自己を唯一の社員として今後設立する合同会社（以下「本合同会社」といいます。）の持分の全てを、同じくケイマン籍の exempted limited partnership であり、本取引について本組合と協力して取り組む Brick Lane Exempted Limited Partnership（以下「本関連ファンド」といいます。）に対して譲渡するとともに、本合同会社が本関連ファンドを割当先とする第三者割当増資を実施することが予定されております。また、(ii) 本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済時までの期間において、①LP 投資家から本関連ファンドへの LP 出資、②本合同会社による本関連ファンドを割当先とする第三者割当増資、③LP 投資家から本組合への LP 出資、④公開買付者親会社による本組合を割当先とする普通株式による第三者割当増資、⑤公開買付者親会社を吸収合併存続会社、本合同会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）、⑥本吸収合併に際して公開買付者親会社が本関連ファンドに対して合併対価としてその少数株式を発行する結果として、本関連ファンドによる公開買付者親会社の少数株式の取得（議決権所有割合については、現時点では 25%程度を予定しております。）、⑦公開買付者親会社による事業会社 1 社を割当先とする優先株式（無議決権株式であり、かつ、普通株式への転換権も付されておられません。）による第三者割当増資、⑧メザニンレンダーたる金融機関による公開買付者親会社へのメザニン貸付け、⑨公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式による第三者割当増資、⑩合同会社である公開買付者の株式会社への組織変更、及び⑪シニアレンダーたる金融機関による公開買付者へのタームローン貸付けから成る一連の資金調達（注 1）のための手続が行われることが予定されております。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有していません。

（注 1）本取引の必要資金に係る出資者及び融資者の概要は、以下のとおりです。なお、JIPは、以下の出資者及び融資者により、買付予定数（432,630,045株）に本公開買付価格（4,620円）を乗じた金額（1,998,750,807,900円）を上回る金額に相当するコミットメントレターを取得しております。

出資/融資形態	出資者/融資者
普通株式	TB 投資事業有限責任組合（本組合） JIP 国内ファンド（4 ファンド） 国内事業会社（17 社） 国内金融機関（6 社） Brick Lane Exempted Limited Partnership（本関連ファンド） JIP 海外協調ファンド 国内機関投資家の投資する海外投資ファンド 海外事業会社
優先株式	国内事業会社
メザニンローン （劣後債を含む）	国内金融機関・国内事業会社
シニアローン	国内金融機関

JIP は、本邦企業の事業再編及び再構築に寄与する日本型プライベートエクイティ事業を展開することを目的として、2002 年 11 月に日本に設立された株式会社です。具体的には、JIP は、本邦企業が在来の事業基盤を活かし企業の潜在力を活性化させ、事業成長を加速させるための資本の提供及び経営支援を実行しており、本邦における事業部門のカーブアウト（事業分社化又は子会社の独立）や非公開化案件において、日本電気株式会社からのビッグロブ株式会社のカーブアウト、ソニー株式会社からの PC 事業のカーブアウト、株式会社日立製作所からの株式会社日立国際電気のカーブアウトとその後の映像・通信ソリューション事業のカーブアウト、及び株式会社日立製作所からの日立金属株式会社のカーブアウトを含む 20 件以上（本日現在）の投資実績を有しております。JIP の投資における基本原則は、投資対象とする事業がこれまで培ってきた事業基盤を最大限に活用し、その潜在成長力を発揮できるようにすることです。お客様にとってより良い製品・サービスを提供することを通じて、事業に携わられている役職員の方々にとっても働き甲斐のある会社とするために投資を実行し、事業を成長させることを目的にしております。また、JIP は、投資先会社の沿革、歴史、企業風土の理解に努め、役職員の実力を最大限に活用し「人」と「事業」を活かす経営を支援するとともに、投資先会社の自律的な事業成長と価値増嵩を目標として、JIP が蓄積してきたノウハウ及び知見を活用し、経営陣

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（288,564,300株。所有割合（注2）：66.7%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者の完全子会社化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（288,564,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本日時点の情報に依拠する暫定的な数字となりますが、買付予定数の下限（288,564,300株）は、対象者の議決権数（対象者が2023年2月14日に提出した第184期第3四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2022年12月31日現在の発行済株式総数（433,137,955株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（507,910株）を控除した株式総数（432,630,045株）に係る議決権の数（4,326,300個）の66.7%に相当する数（2,885,643個）（なお、小数点以下を切り上げております。）に対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（288,564,300株）を設定する予定です。かかる買付予定数の下限を設定する予定としているのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としているところ、下記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の箇所に記載の対象者株式の併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が単独で対象者の総株主の総議決権数の66.7%以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の箇所に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（433,137,955株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（507,910株）を控除した株式数（432,630,045株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、本日時点において、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないことを決議したとのことです。もっとも、本日から本公開買付けの開始までに少なくとも4ヶ月の期間が必要となる見通しであり、対象者取締役会は、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、対象者が設置した特別委員会に対して諮問した上で、その意見を踏まえ、あらためて、株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて検討し、決議する意向であるとのことです。当該対象者の意思決定の内容及び経緯等の詳細については、対象者が本日公表した「TBJH株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）をご参照ください（なお、公開買付者は、確定した対象者プレスリリースの内容を十分に精査する時間的猶予がなかったことから、本プレスリリースにおいては、対象者プレスリリースの内容を引用しておりません。）。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

JIPは、2022年4月下旬に、対象者より、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を通じて、対象者の企業価値向上に向けた戦略的選択肢に係る外部パートナー候補の選定に関する第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）への参加打診を受けたことから、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社クロスポイント・アドバイザーズ（以下「クロスポイント」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ起用した上で、対象者株式の取得の是非について検討を開始いたしました。その結果、JIPは、対象者株式を非公開化す

ることで、対象者の新たな成長を支える安定株主基盤を作り、対象者の潜在成長力を実現させる事業戦略を遂行するための安定的な経営体制の構築と運営を支援することができ、対象者の企業価値を大きく向上させることができると考え、本第一次入札プロセスに参加することとしました。2022年5月30日、JIPは、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化する旨の提案書を提出しました。

その後、JIPは、2022年7月中旬に第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）への参加が認められる旨の通知を受け、本第二次入札プロセスに参加しました。JIPは、本第二次入札プロセスにおいて、2022年7月中旬から、2022年9月中旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談等を通じて、対象者株式の取得に係る更なる分析と検討を進めました。また、対象者は2022年6月2日付「東芝グループ経営方針」（以下「本経営方針」といいます。（注3）参照。）でグループ中期計画を発表しており、ここで開示された事業計画を前提に企業価値・株式価値を評価いたしました。

（注3） <https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate/pr/others/opr2022/opr20220602.html>

かかる検討の結果、JIPは、(i)対象者グループの重要なお客様を中心とする顧客基盤をそのニーズにより良く応えることで維持発展させ、(ii)対象者グループが開発する新技術を応用した新規事業の成長戦略を実現し、(iii)対象者グループの役職員にとってより働き甲斐のある職場とすることを通じて、対象者の企業価値向上を目指すことが対象者の経営戦略上重要であると考えに至りました。一方で、これらの目的を達するためには短期的な業績に過度に捉われることなく中長期的な観点からの施策を自由に立案し実行することが必要となるものの、かかる施策が短期的な観点からは対象者の業績や財務状況の悪化を招くおそれも否定できず、必ずしも対象者の一般株主の皆様を理解を得ることが容易ではないと考えました。JIPは、対象者の株主構成を対象者の経営陣と価値を共有する本組合及び本関連ファンドのみとすることでこのような課題を解決することができると考えており、中長期的な観点から継続的に対象者の事業の発展を支援できる日本の投資家で構成される本組合が主導して、本関連ファンドとともに対象者株式の非公開化を行うことで、対象者の新たな成長を支える安定株主基盤を作り、対象者グループの潜在成長力を実現させる事業戦略を遂行するための安定的な経営体制の構築と運営を支援することができ、これにより対象者グループにおける中長期的観点からの経営を実現することができる結果、上記の(i)~(iii)を通じて、対象者の企業価値の最大化を目指すことが可能になると考えるに至りました。

上記の分析及び検討の結果を踏まえ、JIPは、2022年9月30日に、対象者に対して、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、対象者から提供を受けた事業計画を前提とした株式価値の算定結果を踏まえて提案書提出時点の公開買付価格の希望価格の範囲を1株当たり5,200円から5,500円とする旨の本第二次入札プロセスの提案書を提出しました。

その後、2022年10月7日に、一定の条件を了承しこれに同意することを条件として、2022年11月7日までの1ヶ月間、非独占的かつ優先的に本取引につき誠実な交渉を行う用意がある旨の提案を対象者より受け、JIPは、2022年10月上旬から2022年11月上旬までに実施した、対象者に対する追加のデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、2022年11月7日に公開買付け者を設立するとともに、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、提案書提出時点の公開買付価格の希望価格を1株当たり5,200円とする旨の改訂した提案書を提出いたしました。

この時点では、公開買付け者は、本取引のための必要資金の調達方法のうち、(i)普通株式による出資及び無議決権優先株式による出資については大半の出資者よりコミットメントレターを取得していましたが、(ii)シニアローン及び劣後ローンについては金融機関からのコミットメントレターの取得が未了な状態にあり、その取得のために金融機関の融資審査に際して必要な追加情報を取得するために、2022年11月上旬から2023年2月上旬まで、金融機関による対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談等を実施し、金融機関の求める情報提供を行いました。その間、対象者から提供を受けた事業計画の実際の達成度合いを勘案するに、2022年11月11日に発表された、対象者の2023年3月期第2四半期決算において、対象者グループの2022年度業績予想が営業利益で1,700億円から1,250億円(▲26.5%)、EBITDAで2,700億円から2,350億円(▲13.0%)と大幅に下方修正されたことに加え、対象者の企業価値の重要な部分を占め

る半導体及び HDD 関連事業に係る事業環境変化、それに伴う対象者の半導体・HDD 関連事業価値及び対象者が発行済株式の 39.59%（注 4）を所有するキオクシアホールディングス株式会社の株式価値算定額が下振れした結果、対象者の企業価値・株式価値評価額は大幅に下落しました。また、金融機関が、同じ理由から対象者の当面及び将来的な収支見通しと企業価値評価を下方修正した結果、総調達額はシニアローンで 2,000 億円、劣後ローンで約 1,000 億円減額されることになりました。JIP は、エクイティ調達額を増やすことにより、これら金融機関からの調達額減額分を可能な限り補いましたが、企業価値・株式価値評価額の下落分の一部を取得希望価格に反映させざるを得ず、2023 年 2 月 8 日に、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、提案書提出時点の公開買付け希望価格を 1 株当たり 4,710 円とする旨の改訂した提案書を、金融機関を含む資金提供者（但し、資金拠出を検討していた一部の資金提供者を除く。）からのコミットメントレターとともに提出いたしました。

その後、2023 年 2 月 14 日に発表された、対象者の 2023 年 3 月期第 3 四半期決算において、対象者グループの 2022 年度業績予想が営業利益で 1,250 億円から 950 億円（▲24.0%）、EBITDA で 2,350 億円から 2,150 億円（▲8.5%）と再度大幅に下方修正されたことに加え、2023 年 3 月末時点の対象者グループのネット有利子負債の見通し額が 1,000 億円から 1,800 億円と大幅に増加修正されたため、企業価値からネット有利子負債等を控除した株式価値をその分減額させる必要が生じましたが、前受金の期ずれ要因等を分析・評価し、減額分を一定範囲に抑えた結果、その要因及び今後の事業上の影響等を再度分析・評価し、JIP は、2023 年 3 月 3 日に、対象者に対し、公開買付けの取得希望価格を対象者株式 1 株当たり 4,610 円とする、法的拘束力を有する最終提案書を、上記の未提出となっていた資金提供者に係るものを含む資金提供者からのコミットメントレターとともに提出いたしました。

（注 4）対象者のキオクシアホールディングス株式会社株式に係る所有割合については、同社の 2020 年 8 月 27 日付新規上場に係る有価証券届出書から引用しております。以下同じです。

JIP は、その後も継続して、公開買付け価格、公開買付けの前提条件の内容等について、対象者との間で協議・交渉を行い、2023 年 3 月下旬に、本公開買付け価格を 4,620 円とすること、公開買付けの前提条件の内容を本公開買付け前提条件の内容（冒頭文の（注 2）をご参照ください。）とすることについて合意に至ったことから、公開買付け者は、本日、対象者との間で本公開買付け契約を締結し、本公開買付け前提条件が充足された場合に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付け価格を 4,620 円とすることを決定しました。

② 本公開買付け後の経営方針

JIP は、創業以来 20 年間で 20 件以上の大企業発の事業の活性化に従事してきた経験から、大企業には、顧客基盤、技術、製品・サービス、人財といった経営リソースが十二分に蓄積されているにもかかわらず、個別の施策を着実に実行することができず、オペレーションが円滑に回らないなどの理由からその潜在力を発揮できていない事業が多数存在することを認識しており、対象者グループにおいても、分社化による階層の増加や部門横断的な課題等の事業の制約となっている課題を取り除き、強いリーダーシップを持つ経営陣が株主と連携して改革をリードすることでその事業が改善するものと考えています。

また、JIP は、対象者グループの各事業が掲げる経営の方向性について大きな軌道修正の必要はなく、むしろ喫緊の課題は経営方針に則った個別施策を着実に遂行する体制を構築し、収益改善に向けて円滑な事業推進を行うことであり、特に、対象者が計画の中の本経営方針において記載された子会社の再編と、既に導入済みのクロスファンクショナルチーム（CFT）（注 5）の機能強化が重要であると考えています。これらの施策により、筋肉質の事業体を組成し、経営効率を改善した上で、各事業体及びその中の事業単位ごとに事業運営に関わる責任（収益責任）と権限を付与し、公正な結果測定と結果に報いる人事評価、報酬体系を導入することが収益力強化に繋がるものと考えております。対象者がこれらの改革を遂行する上で、JIP がこれまでの多数の投資経験を通じて培ってきた知見を活用することができると考えます。

（注 5）「クロスファンクショナルチーム（CFT）」とは、全社的な経営課題を解決するために、複数の部門から選出されたメンバーによって構成されるチームをいいます。

なお、本取引後における公開買付者、公開買付者親会社、対象者の役員に係る具体的な人選は本日現在において実施しておりません。また、JIP 又は本組合その他関連する会社及びその LP 出資者と、本関連ファンド及びその LP 出資者との間で、公開買付者親会社又は公開買付者の役員に係る取り決めはなく、公開買付者親会社、公開買付者、又は対象者の本取引後の経営に関し何らの合意もしておりません。加えて、本取引後の対象者の経営体制は、本取引後に対象者との間で協議の上決定する予定であり、また、本取引後の公開買付者及び公開買付者親会社の経営体制については、本取引後、本関連ファンドと協議の上決定する想定です。公開買付者は、対象者の取締役に対して、本スクイーズアウト手続の完了を条件として対象者の取締役を辞任する旨の辞任届を提出することを求めています。これは、必ずしも対象者の取締役の総入れ替えを意図しているものではなく、対象者の取締役が本スクイーズアウト手続の完了を条件として辞任した上で、今後の公開買付者と対象者との協議を踏まえて決定される新経営体制を発足させることを意図しております（そのため、辞任した上で改めて取締役就任する者がいることもあり得ます。）。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」の箇所に記載のとおり、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。以下本①において同じです。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から株式売渡請求がなされ、会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。株式売渡請求がなされた場合については、会社法第 179 条の 8 その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができます。

② 株式併合

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付さ

れることとなります。本端数合計株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう要請する予定です。この場合の具体的な手続については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関連法令の定めに従い、株式併合に反対する対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の箇所に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その手続を実施した場合、対象者株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者及び対象者は、本日付で公開買付けの実施に関する契約書（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しております。本公開買付契約においては、公開買付者及び対象者による表明保証事項（注6）、並びに対象者の義務（注7）が定められているほか、本公開買付前提条件が成就していること（又は公開買付者が

対象者との合意若しくは公開買付者の裁量により本公開買付前提条件を放棄していること)を条件として公開買付者が本公開買付けを実施すること及び一定の誓約事項等(注8)が定められております。

(注6) 本公開買付契約において、公開買付者は、①設立、存続及び権限の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力との取引・関与の不存在、⑥倒産手続の不存在、⑦本取引の実行のために取得することが必要なクリアランス、並びに⑧本取引を行うための資金の十分性について表明及び保証を行っております。本公開買付契約において、対象者は、①設立、存続及び権限の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力との取引・関与の不存在、⑥倒産手続の不存在、⑦有価証券報告書の正確性、並びに⑧確認的デュー・ディリジェンスの過程で開示を受けた情報の正確性について表明及び保証を行っております。

(注7) 本公開買付契約において、対象者は、大要、①通常の業務の範囲内で業務遂行する義務、②自己の表明保証違反が判明した場合の通知義務、③競合取引に関する交渉を行わない義務(注9)、④自己の役員からの本スクイーズアウト手続の完了を条件として取締役を辞任する旨の辞任届の取得義務、⑤2023年3月期定時株主総会上程議案に係る公開買付者との間の事前協議義務、⑥公開買付者に対する対象者グループの情報へのアクセスの付与義務、⑦公開買付者による資金調達への協力義務、⑧未公表の重要事実の公表義務、及び⑨公開買付者によるクリアランスの取得に向けた協力義務を負担しております。

(注8) 本公開買付契約においては、対象者又は公開買付者は、自らの帰責事由によらず、本日から6ヶ月を経過する日(以下「公開買付開始期限日」といいます。)までに本公開買付けが開始されない場合、本公開買付契約を解除することができるものとされておりますが、その他の本公開買付前提条件が充足され又は放棄されているにもかかわらず、国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続の完了に係る本公開買付前提条件が充足され又は放棄されず、これによって公開買付開始期限日までに本公開買付けが開始されないことに基づき、対象者が本公開買付契約を解除した場合には、一定の場合を除き、対象者は、公開買付者から、リバース・ブレイクアップ・フィーを受け取ることができるものとされております。

(注9) 対象者及び対象者の子会社が本取引と競合又は相反する取引について積極的に勧誘や交渉等を行うことを制限する条項が定められておりますが、本公開買付けの成立前において、対象者の勧誘によらずに他の買収者から対抗提案を受けた場合であれば、対象者が当該対抗提案について交渉等を行うことは許容されております。また、対象者は、本公開買付価格を上回る取得対価(金銭を対価とするものに限ります。)により対象者の普通株式(自己株式を除きます。)の全部を取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な書面(当該取得に関して必要となる競争法令等及び投資規制法令等上の届出その他政府機関等に対する一切の手続について、合理的な根拠に基づき、①その種類、地域及び所要期間に係る想定が具体的に特定して記載されており、かつ②そのすべてについて合理的期間内の取得の合理的な蓋然性がある旨が記載されていることを要します。)による対抗提案を受領した場合、(i)本賛同意見を維持することが対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する合理的な可能性がある旨の外部弁護士の意見書の提出を受けること、(ii)対抗提案の受領及び当該意見書の取得について直ちに公開買付者に通知し、当該通知後5営業日後の日又は本公開買付けに係る買付け等の期間の末日の5営業日前の日のいずれか早い日までの間、本取引に係る再提案の機会を与えるために直ちに公開買付者と誠実に協議すること、及び(iii)当該協議の結果、公開買付者が、対抗提案が提示する公開買付価格を超える価格に引き上げる旨の再提案を行わないこと、という条件の下で本賛同意見の変更又は撤回を行うことができるものとされております。また、対象者が本賛同意見の変更又は撤回を行った場合、対象者又は公開買付者は本公開買付契約を解除できるとされており、これによって本公開買付契約が解除されたときは、公開買付者は、ブレイクアップ・フィーとして、対象者から金20億円を受け取ることができるものとされております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社 東芝																				
② 所 在 地	東京都港区芝浦一丁目1番1号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 CEO 島田 太郎																				
④ 事 業 内 容	エネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、ビルソリューション、リテール&プリンティングソリューション、デバイス&ストレージソリューション、デジタルソリューション、バッテリービジネス、その他																				
⑤ 資 本 金	200,869 百万円 (2022 年 12 月 31 日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	1904 年 6 月 25 日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2022 年 9 月 30 日現在)	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)</td> <td>12.68%</td> </tr> <tr> <td>SUNTERA (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF ECM MASTER FUND (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券(株))</td> <td>4.62%</td> </tr> <tr> <td>(株)日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>4.04%</td> </tr> <tr> <td>CHINOOK HOLDINGS LTD (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)</td> <td>3.38%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険(相)</td> <td>2.55%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN SACHS INTERENATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))</td> <td>2.40%</td> </tr> <tr> <td>東芝持株会</td> <td>2.21%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>JPLLC CLIENT ASSETS-SK J (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)</td> <td>2.00%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	12.68%	SUNTERA (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF ECM MASTER FUND (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券(株))	4.62%	(株)日本カストディ銀行 (信託口)	4.04%	CHINOOK HOLDINGS LTD (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	3.56%	3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	3.38%	日本生命保険(相)	2.55%	GOLDMAN SACHS INTERENATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	2.40%	東芝持株会	2.21%	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	2.11%	JPLLC CLIENT ASSETS-SK J (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.00%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	12.68%																				
SUNTERA (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF ECM MASTER FUND (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券(株))	4.62%																				
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	4.04%																				
CHINOOK HOLDINGS LTD (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	3.56%																				
3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	3.38%																				
日本生命保険(相)	2.55%																				
GOLDMAN SACHS INTERENATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	2.40%																				
東芝持株会	2.21%																				
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	2.11%																				
JPLLC CLIENT ASSETS-SK J (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.00%																				
⑧ 公開買付者と対象者との関係																					
資 本 関 係	該当事項はありません。																				
人 的 関 係	該当事項はありません。																				
取 引 関 係	該当事項はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。																				

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2022 年 9 月 30 日現在)」は、対象者が 2022 年 11 月 11 日に提出した第 184 期第 2 四半期報告書から引用しております。

(2) 日程等

本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された場合（但し、本公開買付前提条件の全部又は一部が充足されない場合においても、公開買付者及び対象者の合意若しくは公開買付者の裁量により放棄し、本公開買付けを実施することは制限されておりません。）に、当該日から実務上可能な限り速やかに（但し遅くとも 10 営業日以内に）、又は公開買付者及び対象者が別途合意する日において、実施されることとなっております。本日現在、公開買付者は、国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続に関する現地法律事務所との協議等も踏まえ、2023 年 7 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、これらの手続に要す

る期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付けにおける公開買付期間は、30営業日とする予定です。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,620円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が公表している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者グループの事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析し、JIPが算出した対象者の将来のキャッシュ・フローに基づく企業価値・株式価値を勘案いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、対象者株式の市場価格の推移、特に、対象者による情報開示や各種報道の状況からすれば、現在の対象者の市場株価は非公開化の期待を織り込んだ水準になっていると考えたことから、対象者がCVCキャピタル・パートナーズによる買収・非公開化に関する初期的提案（以下「CVC初期的提案」といいます。）を受領したことを公表した日である2021年4月7日の前営業日である2021年4月6日の東京証券取引所における対象者株式の終値（3,830円）、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,790円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値3,526円及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値3,195円の推移を参考にいたしました。さらに、上記の2021年4月6日の終値、過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムについて、近年に行われた完全子会社化を目的とした大規模な公開買付けの他社実例において、公開買付けの予告の公表の際のプレスリリースに記載されたプレミアム水準（具体的には、2021年4月28日に公表された株式会社BCJ-52による株式会社日立金属に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせの記載（公表日の前営業日である2021年4月27日の東京証券取引所における終値1,884円に対して15.76%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,875円に対して16.32%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,799円に対して21.23%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,665円に対して30.99%のプレミアム）及び2019年12月18日に公表された昭和電工株式会社による日立化成株式会社に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせの記載（公表日の前営業日である2019年12月17日の東京証券取引所における終値4,080円に対して13.48%、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,878円に対して19.39%、直近3ヶ月の終値単純平均値3,640円に対して27.20%、直近6ヶ月の終値単純平均値3,368円に対して37.47%））を参考にするとともに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を踏まえて、2023年3月23日に本公開買付価格を4,620円と決定いたしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。また、本公開買付価格は、(i)対象者がCVC初期的提案を受領したことを公表した日である2021年4月7日の前営業日である2021年4月6日の東京証券取引所における対象者株式の終値3,830円に対して20.63%、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均額3,790円に対して21.90%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均額3,526円に対して31.03%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均額3,195円に対して44.60%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、また、(ii)JIPが対象者に対し本取引に係る最終的な提案書を提出した日の前営業日である2023年3月2日の東京証券取引所における対象者株式の終値4,174円に対して10.69%のプレミアムを加えた価格となっております。

② 算定の経緯

JIP は、2022 年 4 月下旬に、対象者より、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである野村証券を通じて、本第一次入札プロセスへの参加打診を受けたことから、フィナンシャル・アドバイザーとしてクロスポイントを、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を、それぞれ起用した上で、対象者株式の取得の是非について検討を開始いたしました。その結果、JIP は、対象者株式を非公開化することで、対象者の新たな成長を支える安定株主基盤を作り、対象者の潜在成長力を実現させる事業戦略を遂行するための安定的な経営体制の構築と運営を支援することができ、対象者の企業価値を大きく向上させることができると考え、本第一次入札プロセスに参加することとしました。2022 年 5 月 30 日、JIP は、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化する旨の提案書を提出しました。

その後、JIP は、2022 年 7 月中旬に本第二次入札プロセスへの参加が認められる旨の通知を受け、本第二次入札プロセスに参加しました。JIP は、本第二次入札プロセスにおいて、2022 年 7 月中旬から、2022 年 9 月中旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談等を通じて、対象者株式の取得に係る更なる分析と検討を進めました。また、対象者は本経営方針でグループ中期計画を発表しており、ここで開示された事業計画を前提に企業価値・株式価値を評価いたしました。

かかる検討の結果、JIP は、(i)対象者グループの重要なお客様を中心とする顧客基盤をそのニーズにより良く応えることで維持発展させ、(ii)対象者グループが開発する新技術を応用した新規事業の成長戦略を実現し、(iii)対象者グループの役職員にとってより働き甲斐のある職場とすることを通じて、対象者の企業価値向上を目指すことが対象者の経営戦略上重要であると考えてに至りました。一方で、これらの目的を達するためには短期的な業績に過度に捉われることなく中長期的な観点からの施策を自由に立案し実行することが必要となるものの、かかる施策が短期的な観点からは対象者の業績や財務状況の悪化を招くおそれも否定できず、必ずしも対象者の一般株主の皆様を理解を得ることが容易ではないと考えました。JIP は、対象者の株主構成を対象者の経営陣と価値を共有する本組合及び本関連ファンドのみとすることでこのような課題を解決することができると考えており、中長期的な観点から継続的に対象者の事業の発展を支援できる日本の投資家で構成される本組合が主導して、本関連ファンドとともに対象者株式の非公開化を行うことで、対象者の新たな成長を支える安定株主基盤を作り、対象者グループの潜在成長力を実現させる事業戦略を遂行するための安定的な経営体制の構築と運営を支援することができ、これにより対象者グループにおける中長期的観点からの経営を実現することができる結果、上記の(i)～(iii)を通じて、対象者の企業価値の最大化を目指すことが可能になると考えるに至りました。

上記の分析及び検討の結果を踏まえ、JIP は、2022 年 9 月 30 日に、対象者に対して、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、対象者から提供を受けた事業計画を前提とした株式価値の算定結果を踏まえて提案書提出時点の公開買付け価格の希望価格の範囲を 1 株当たり 5,200 円から 5,500 円とする旨の本第二次入札プロセスの提案書を提出しました。

その後、2022 年 10 月 7 日に、一定の条件を了承しこれに同意することを条件として、2022 年 11 月 7 日までの 1 ヶ月間、非独占的かつ優先的に本取引につき誠実な交渉を行う用意がある旨の提案を対象者より受け、JIP は、2022 年 10 月上旬から 2022 年 11 月上旬までに実施した、対象者に対する追加のデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、2022 年 11 月 7 日に公開買付け者を設立するとともに、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、提案書提出時点の公開買付け価格の希望価格を 1 株当たり 5,200 円とする旨の改訂した提案書を提出いたしました。

この時点では、公開買付け者は、本取引のための必要資金の調達方法のうち、(i)普通株式による出資及び無議決権優先株式による出資については大半の出資者よりコミットメントレターを取得していましたが、(ii)シニアローン及び劣後ローンについては金融機関からのコミットメントレターの取得が未了な状態にあり、その取得のために金融機関の融資審査に際して必要な追加情報を取得するために、2022 年 11 月上旬から 2023 年 2 月上旬まで、金融機関による対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談等を実施し、金融機関の求める情報提供を行いました。その間、対象者から提供を受けた事業計画の実際の達成度合いを勘案するに、2022 年 11 月 11 日に発表された、対象者の 2023 年 3 月期第 2 四半期決算において、対象者グループの 2022 年度業績予想が営業利益で 1,700 億円から 1,250 億円(▲26.5%)、EBITDA で 2,700

億円から 2,350 億円 (▲13.0%) と大幅に下方修正されたことに加え、対象者の企業価値の重要な部分を占める半導体及び HDD 関連事業に係る事業環境変化、それに伴う対象者の半導体・HDD 関連事業価値及び対象者が発行済株式の 39.59%を所有するキオクシアホールディングス株式会社の株式価値算定額が下振れした結果、対象者の企業価値・株式価値評価額は大幅に下落しました。また、金融機関が、同じ理由から対象者の当面及び将来的な収支見通しと企業価値評価を下方修正した結果、総調達額はシニアローンで 2,000 億円、劣後ローンで約 1,000 億円減額されることになりました。JIP は、エクイティ調達額を増やすことにより、これら金融機関からの調達額減額分を可能な限り補いましたが、企業価値・株式価値評価額の下落分の一部を取得希望価格に反映させざるを得ず、2023 年 2 月 8 日に、対象者株式に対する公開買付けを通じて、対象者株式を非公開化すること、提案書提出時点の公開買付けの希望価格を 1 株当たり 4,710 円とする旨の改訂した提案書を、金融機関を含む資金提供者（但し、資金拠出を検討していた一部の資金提供者を除く。）からのコミットメントレターとともに提出いたしました。

その後、2023 年 2 月 14 日に発表された、対象者の 2023 年 3 月期第 3 四半期決算において、対象者グループの 2022 年度業績予想が営業利益で 1,250 億円から 950 億円 (▲24.0%)、EBITDA で 2,350 億円から 2,150 億円 (▲8.5%) と再度大幅に下方修正されたことに加え、2023 年 3 月末時点の対象者グループのネット有利子負債の見通し額が 1,000 億円から 1,800 億円と大幅に増加修正されたため、企業価値からネット有利子負債等を控除した株式価値をその分減額させる必要が生じましたが、前受金の期ずれ要因等を分析・評価し、減額分を一定範囲に抑えた結果、その要因及び今後の事業上の影響等を再度分析・評価し、JIP は、2023 年 3 月 3 日に、対象者に対し、公開買付けの取得希望価格を対象者株式 1 株当たり 4,610 円とする、法的拘束力を有する最終提案書を、上記の未提出となっていた資金提供者に係るものを含む資金提供者からのコミットメントレターとともに提出いたしました。

JIP は、その後も継続して、公開買付け価格、公開買付けの前提条件の内容等について、対象者との間で協議・交渉を行い、2023 年 3 月下旬に、本公開買付け価格を 4,620 円とすること、公開買付けの前提条件の内容を本公開買付け前提条件の内容（冒頭文の（注 2）をご参照ください。）とすることについて合意に至ったことから、公開買付者は、本日、対象者との間で本公開買付け契約を締結し、本公開買付け前提条件が充足された場合に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付け価格を 4,620 円とすることを決定しました。

③ 算定機関との関係

公開買付者は、上記「① 算定の基礎」の箇所に記載の要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付け価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
432,630,045 株	288,564,300 株	—株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (288,564,300株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (288,564,300株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者四半期報告書に記載された 2022 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (433,137,955 株) から、同日現在の対象者の所有する自己株式数 (507,910 株) を控除した株式数 (432,630,045 株) になります。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 上記の買付予定数及び買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の数字が上記の数字と異なることとなる可能性があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,326,300個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	4,326,300個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(432,630,045)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(433,137,955株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(507,910株)を控除した株式数(432,630,045株)に係る議決権の数です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の発行済株式総数(433,137,955株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(507,910株)を控除した株式数(432,630,045株)に係る議決権の数(4,326,300個)を分母として計算しております。

(7) 買付代金

1,998,750,807,900円(予定)

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」の箇所に記載した本公開買付けの買付予定数(432,630,045株)に本公開買付価格(4,620円)を乗じた金額を記載しております。本日以降の自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決定次第お知らせいたします。公開買付代理人についても、決定次第お知らせいたします。

② その他

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(若しくはその一部)又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)又は第14条(d)は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、米国企業の財務諸表と必ずしも同等ではありません。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その取締役が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の会社及びその取締役に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所に提訴することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び対象者の財務アドバイザー及びその関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e 5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27 A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」の箇所をご参照ください。

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、本日付で、対象者との間で本公開買付契約を締結しております。詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の箇所をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

「2022年度の配当（期末）修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は本日付で「2022年度の配当（期末）修正（無配）に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、2023年3月31日を基準日とする剰余金の配当（期末）を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上